

北海道飲食店感染防止対策認証制度 実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、飲食店が取り組む新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染防止対策について、道が認証を行うことにより、飲食店における感染防止対策の実効性を高めることを目的とする。

(対象)

第2条 本制度の対象となるものは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けた者をいう。以下「対象事業者」という。）が営む北海道内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

- （1）その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しない飲食店（テイクアウト、デリバリー型の店舗など）
- （2）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく協力の要請に従わないもの
- （3）法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があつた場合にそれに従わないもの
- （4）暴力団員であるもの又は法人であつてその役員のうちに暴力団員である者がいるもの

2 前項に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの。

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、認証基準の改定を行うものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、認証申請書により知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があつたときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項、第4項、第7条及び第8条において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、現地調査等により、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証書を交付するものとする。

4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

5 知事は、第1項の審査において、必要に応じ、地域の実情に精通している者等（その委託を受けたものを含む）の協力を得て、行うものとする。

（認証書の利用等）

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証書を利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証書を掲げることをいう。以下同じ。）する。

（変更の報告）

第7条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面等により、知事に報告するものとする。

（調査等）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

（認証事業者の責務）

第9条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること
- （2）認証書の適正な利用及び管理を行うこと
- （3）認証制度検討にあたっての課題等の検証に協力すること

（認証の辞退）

第10条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面等により、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証書の利用をやめ、及びこれを廃棄しなければならない。

（認証の取消し）

第11条 知事は、認証施設が認証の基準を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は前項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に該当するものと確認したときは、認証を取り消すことができるものとする。

3 知事は、第1項及び第2項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証書の利用をやめ、及びこれを廃棄しなければならない。

第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第12条 認証施設の従業員又は利用者のうちから感染症の患者が発生したとき（以下「患者発生時」という。）は、遅滞なく、知事に連絡するものとし、知事は、当該施設における認証の効力を一時停止する必要があると認めたときは、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。

(不遵守の場合の取消し)

第13条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなつたときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証書の利用を止め、及びこれを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から6ヵ月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第14条 第12条の規定により認証の効力の一時停止をした場合において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなり、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと知事が判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）した時は、知事は、当該認証事業者に対し、認証の効力を回復する旨、通知するものとする。

2 前項の規定により、認証の効力を回復された対象事業者は、認証書の利用を再開することができるものとする。

第4章 雜 則

(免責)

第15条 道は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症の患者が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(市町村等の協力)

第16条 知事は、認証制度の実施に当たり、必要に応じて、地域の実情に精通している市町村等に協力を要請することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日及び実施期間)

1 この要綱は、令和3年9月24日から施行し、同日から実施する。